

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月28日
【事業年度】	第90期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）
【会社名】	株式会社 イチケン
【英訳名】	ICHIKEN Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 博之
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03(5931)5642
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 渡辺 直之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03(5931)5642
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 渡辺 直之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第86期	第87期	第88期	第89期	第90期
決算年月		平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高	(百万円)	57,898	57,620	62,424	67,730	71,778
経常利益	(百万円)	668	1,090	1,325	2,321	3,788
当期純利益	(百万円)	567	270	739	1,043	2,311
持分法を適用した場合の 投資利益	(百万円)	-	-	-	-	-
資本金	(百万円)	4,301	4,301	4,301	4,305	4,321
発行済株式総数	(千株)	35,992	35,992	35,992	36,062	36,342
純資産額	(百万円)	7,347	7,583	8,194	9,145	11,052
総資産額	(百万円)	33,265	31,161	30,797	36,179	38,680
1株当たり純資産額	(円)	203.84	210.25	227.09	253.11	304.38
1株当たり配当額 〔うち1株当たり中間配当額〕	(円)	5.00 〔 - 〕	5.00 〔 - 〕	5.00 〔 - 〕	7.00 〔 - 〕	8.00 〔 - 〕
1株当たり当期純利益	(円)	15.82	7.53	20.61	29.02	63.92
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	15.71	7.46	20.40	28.66	63.53
自己資本比率	(%)	22.0	24.2	26.5	25.2	28.5
自己資本利益率	(%)	8.0	3.6	9.4	12.1	23.0
株価収益率	(倍)	11.4	23.0	8.2	10.8	5.0
配当性向	(%)	31.6	66.4	24.3	24.1	12.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,678	904	1,848	775	666
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	85	355	26	144	65
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	196	181	182	184	254
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	9,714	8,983	6,925	7,372	7,849
従業員数	(人)	484	505	530	556	591

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度に係る「主要な経営指標等の推移」は記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

3. 第89期の1株当たり配当額には、創立85周年記念配当2円を含んでいる。

2【沿革】

昭和5年6月 第一相互住宅株式会社を設立。
 昭和18年6月 第一建築株式会社に改称。
 昭和24年11月 建設業法による建設大臣登録[イ]第3348号の登録。
 昭和31年12月 第一建設工業株式会社に改称。
 昭和38年4月 東京支店開設。
 昭和38年6月 当社株式を東京・大阪証券取引所、市場第二部に上場。
 昭和49年4月 建設業法の改正により、建設大臣許可（現 国土交通大臣許可）[特 - 49]第3844号を受ける。
 （以後5年ごとに更新）
 昭和56年5月 宅地建物取引業法による建設大臣免許（現 国土交通大臣免許）[1]第2936号を受ける。
 （以後5年ごとに更新）
 昭和57年1月 福岡営業所開設。（現 福岡支店）
 昭和60年12月 竜野開発株式会社と合併し竜野開発事業所を開設。（現 赤とんぼ広場ショッピングセンター）
 昭和63年10月 本社事務所を神戸市中央区に移転。札幌営業所開設。（現 札幌支店）
 平成元年10月 株式会社イチケンに商号変更及び本店の所在の場所を神戸市中央区に変更。
 平成元年10月 大阪営業所開設。（現 関西支店）
 平成2年9月 当社株式を東京・大阪証券取引所、市場第一部に上場。
 平成8年4月 本社事務所を東京都港区に移転。
 平成12年2月 本社事務所を東京都台東区に移転。
 平成20年7月 本店の所在の場所を東京都台東区に変更。
 平成20年11月 大阪証券取引所市場第一部、上場廃止。
 平成27年7月 本社事務所を東京都港区に移転し、本店の所在の場所を東京都港区に変更。（現 東京本社）

3【事業の内容】

当社は、建築・土木・内装仕上工事等の建設事業及び不動産事業を主な事業の内容としている。

また、関連当事者である㈱マルハンはその他の関係会社である。

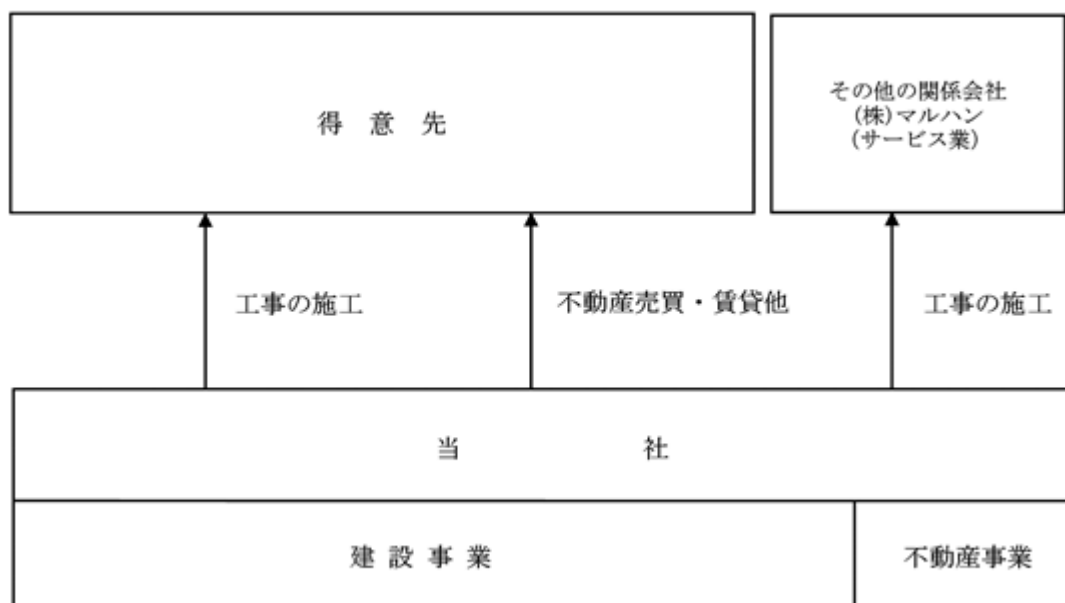
当社の事業に係る位置付けは次のとおりである。

なお、次の2部門は「第5 経理の状況 1財務諸表等（1）財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一である。

建設事業 当社は総合建設業を営んでいる。

不動産事業 当社は不動産売買・賃貸事業等を営んでいる。

事業の系統図は次のとおりである。



4【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりである。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合又は 被所有割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) ㈱マルハン	京都市上京区	10,000	総合レジヤ 施設の運営	被所有 32.47	当社に対し建設工 事の発注をしている。 役員の兼任 3名

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
591	42.1	15.2	6,733,840

セグメントの名称	従業員数(人)
建設事業	543
不動産事業	8
報告セグメント計	551
全社(共通)	40
合計	591

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は含まれていない。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものである。

(2) 労働組合の状況

当社の従業員の組合は結成されていない。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、アジア新興国の経済成長に対する減速懸念や原油価格の下落による株式市場への影響など、先行きに不透明感が残るものの、政府の経済政策や日銀の金融緩和策などによる景気の下支えにより、引き続き緩やかな回復基調で推移いたしました。

建設業界におきましては、オリンピック関連事業やインバウンド需要の高まりにより、首都圏を中心とした公共投資や民間設備投資の増加等、持ち直しの動きが見られるものの、技能労働者不足や労務費及び資材価格の上昇懸念など、依然として予断を許さない経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社は受注拡大のため、従前から培ってきたコア事業である「商業施設」の新築工事や内改装工事を中心とした建設事業のノウハウや企画・提案力を生かし、商業施設のみならず、住宅やホテル、介護施設、スポーツクラブ・アミューズメント施設まで、さらに幅広く積極的に受注活動に取り組んでまいりました。

この結果、当事業年度の業績につきましては、売上高は717億7千8百万円（前期比6.0%増）となりました。

損益につきましては、完成工事高の増加や低採算工事の減少による利益率の改善などにより完成工事総利益が増加したため、営業利益は38億9千万円（前期比64.9%増）、経常利益は37億8千8百万円（前期比63.2%増）となりました。また、賃貸用不動産の一部について、減損損失4億8千8百万円を特別損失に計上しましたが、当期純利益は23億1千1百万円（前期比121.6%増）となりました。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

（建設事業）

受注高は商業施設や住宅の受注が順調に推移したことなどにより、776億8百万円（前期比18.9%増）となりました。完成工事高は711億2千6百万円（前期比6.1%増）となり、次期への繰越工事高は481億4千5百万円（前期比15.6%増）となりました。そして、セグメント利益は51億7千9百万円（前期比55.8%増）となりました。

（不動産事業）

不動産事業売上高は6億5千2百万円（前期比9.6%減）、セグメント利益は7千8百万円（前期比6.8%増）となりました。

（注）「第2 事業の状況」における各事項の記載については、消費税等抜き金額で表示している。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度に比べ4億7千6百万円の資金の増加（前期は4億4千6百万円の資金の増加）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、6億6千6百万円の資金の増加（前期は7億7千5百万円の資金の増加）となりました。主な増加要因は、税引前当期純利益33億9千9百万円、未成工事支出金の減少19億2千万円、未収消費税等の減少10億9千9百万円、主な減少要因は、売上債権の増加57億4千9百万円などです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、6千5百万円の資金の増加（前期は1億4千4百万円の資金の減少）となりました。主な増加要因は、有形固定資産の売却による収入4億4千1百万円、主な減少要因は、投資有価証券の取得による支出2億1百万円、有形固定資産の取得による支出1億8千3百万円などです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、2億5千4百万円の資金の減少（前期は1億8千4百万円の資金の減少）となりました。主な増加要因は、長期借入れによる収入8億8千4百万円、主な減少要因は、長期借入金の返済による支出7億3千3百万円、社債の償還による支出2億6千8百万円、配当金の支払額2億4千9百万円などです。

2【受注高、売上高及び繰越工事高の状況】

(1) 受注工事高、売上高及び繰越工事高

期別	セグメントの 名称	前期繰越 工事高 (百万円)	当期受注 工事高 (百万円)	計 (百万円)	当期売上高 (百万円)	次期繰越 工事高 (百万円)
前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	建設事業					
	建築工事	43,418	65,218	108,636	66,974	41,662
	土木工事	-	35	35	35	0
	計	43,418	65,254	108,672	67,009	41,663
	不動産事業	-	-	-	721	-
	合計	43,418	65,254	108,672	67,730	41,663
当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	建設事業					
	建築工事	41,662	77,573	119,235	71,100	48,135
	土木工事	0	35	35	26	9
	計	41,663	77,608	119,271	71,126	48,145
	不動産事業	-	-	-	652	-
	合計	41,663	77,608	119,271	71,778	48,145

(注) 1. 前事業年度以前に受注した工事で、契約の更改により請負金額に変更あるものについては、当期受注工事高にその増減額を含む。したがって、当期売上高にも係る増減額が含まれている。

2. 次期繰越工事高は(前期繰越工事高+当期受注工事高-当期売上高)である。

(2) 受注工事高の受注方法別比率

工事の受注方法は、特命と競争に大別される。

期別	区分	特命(%)	競争(%)	計(%)
前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	建築工事	28.6	71.4	100
	土木工事	99.4	0.6	100
当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	建築工事	21.0	79.0	100
	土木工事	10.4	89.6	100

(注) 百分比は請負金額比である。

(3) 売上高

期別	セグメントの名称	官公庁(百万円)	民間(百万円)	計(百万円)
前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	建設事業			
	建築工事	1,477	65,496	66,974
	土木工事	-	35	35
	計	1,477	65,531	67,009
	不動産事業	-	721	721
	合計	1,477	66,253	67,730
当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	建設事業			
	建築工事	2,506	68,593	71,100
	土木工事	-	26	26
	計	2,506	68,619	71,126
	不動産事業	-	652	652
	合計	2,506	69,272	71,778

(注) 1. 完成工事のうち主なものは、次のとおりである。

前事業年度 請負金額5億円以上の主なもの

アパホーム(株)	アパホテル<新宿御苑前>新築工事
(株)サンベルクス	ベルクスモール足立花畑新築工事
第一交通産業(株)	グランドパレスオーシャンステージ与次郎新築工事
セントラル総合開発(株)	クリアホームズひばりが丘新築工事
(株)オークワ	スーパーセンターオークワセントラルシティ和歌山店新築工事

当事業年度 請負金額5億円以上の主なもの

(株)プレサンスコーポレーション	プレサンスロジエ難波GRANDWEST新築工事
(株)エフ・ジェー・ネクスト	ガーラ・プレシャス川崎新築工事
東急不動産(株)	東神田計画新築工事
(社福)桑の実園福祉会	特別養護老人ホーム東池袋桑の実園新築工事
ルートイン開発(株)	ホテルルートイン佐伯駅前新築工事

2. 前事業年度及び当事業年度ともに完成工事高総額に対する割合が100分の10以上の相手先はない。

(4) 次期繰越工事高(平成28年3月31日現在)

区分	官公庁(百万円)	民間(百万円)	計(百万円)
建築工事	1,131	47,004	48,135
土木工事	-	9	9
計	1,131	47,013	48,145

(注) 次期繰越工事のうち請負金額5億円以上の主なものは、次のとおりである。

ビー・エム・ダブリュー(株)	(仮称)BMWグループLHNL新築工事	平成28年4月完成予定
(独)国立病院機構和歌山病院	(独)国立病院機構和歌山病院棟等建替整備工事	平成28年7月完成予定
アパホーム(株)	(仮称)アパホテル&リゾート<東京ベイ幕張>イーストウイング新築工事	平成28年10月完成予定
サンヨーホームズ(株)	(仮称)サンメゾン九大学研都市プロジェクト新築工事	平成29年3月完成予定
セントラル総合開発(株)	(仮称)クリアホームズ平岸4-7A棟・B棟新築工事	平成29年3月完成予定

3【対処すべき課題】

今後の事業環境につきましては、短中期的には、東京オリンピック関連事業やインバウンド需要の高まりを背景として、堅調に推移するものと見込まれます。但し、技能労働者不足や労務費及び資材価格の上昇などの動向には注視が必要であり、施工管理・工事採算面におけるリスク管理の重要性がさらに増大するものと思われま

す。また、長期的には、オリンピック関連の建設需要一巡後の反動懸念や中国をはじめとする新興国の景気減速が及ぼす影響等、国内景気の先行きには不透明感があり、今後も予断を許さない状況が続くものと思われま

す。このような中、当社は創業85周年の節目にあたる当期に平成31年度を最終年度とする中期経営計画を策定し、建設事業の基本戦略として「差別化集中戦略による営業力強化」を、経営課題として「建設事業の売上高減少に備え、安定した収益基盤の構築」を掲げ、最終年度（平成31年度）の経営目標の達成に向けて以下のような重点施策に取り組む所存です。

技術提案力の強化（差別化・優位性）

- ・技術集団として、社会から信頼される品質・安全の提供や環境に配慮し、多様化するニーズに対して差別化・優位性を提案できる営業力を強化してまいります。

建設事業は採算性を重視した取り組みを強化

- ・建物用途別の売上構成は商業施設7割、マンション他で3割を基本とします。また潜在需要の見込める内装・改造・リニューアル工事への取り組みも推進してまいります。
- ・耐震建築や建物のライフサイクルコスト等、社会からのニーズへの対応力の向上や環境マネジメントシステムの導入を機として地球環境に配慮した事業活動を推進してまいります。

不動産事業の活性化

- ・保有不動産の立地や用途等の資産構成の特性を踏まえて、賃料収入の増強、資産の入替え、新規取得等を含めて再検討し、建設事業を補完する収益の柱に育成してまいります。
- ・不動産開発投資による事業計画も取り組みの対象といたします。

新規事業への取り組み ～新たな成長基盤を構築～

- ・事業の方向性や内容を検討して事業投資を実施いたします。（投資は平成29年度以降に本格化）

マネジメント力の向上（人材育成、コンプライアンス遵守等）

- ・複雑化する経済社会の中での事業活動による予測しがたい事象に対して、的確に判断できる現場力を磨いてまいります。

4【事業等のリスク】

当社の事業展開において想定されるリスクについて、投資家の判断に影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。当社としましては、これらのリスクの発生の可能性を考慮し、発生の回避及び発生した場合の対応に十分な対処を行う方針であります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであるため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 受注環境と建設資材価格等の動向による影響について

「商業施設に強みを持ったオンリーワン企業」としての地位の確立を目指して、商業施設を中心に一般民間工事の新規顧客の獲得と原価管理の強化による利益の向上に努めてまいり所存であります。不透明さを払拭できない経済環境にあって、他社との受注競争の激化による工事採算性の悪化及び急激な建設資材価格や労務費の高騰による工事採算性の悪化が生じた場合には、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 取引先の信用リスクについて

取引先に関する信用力や支払条件等の厳格な審査の実施に努めるとともに信用不安情報の早期収集等、可能な限り信用リスクの最小化を図っておりますが、景気の減速や建設市場の縮小等により、発注者、協力業者等の取引先が信用不安に陥った場合には、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 工事代金の回収による影響について

今後の事業計画におきまして、商業施設に経営資源を集中し住宅関連工事の選別受注の強化を図ってまいり所存であります。住宅関連工事の一部に請負代金の全額回収までに通常よりも期間を要する工事が含まれ、キャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 施工上の瑕疵等による影響について

施工体制の強化を経営上の重点項目として捉え、品質管理に万全を期しておりますが、訴訟等により瑕疵担保責任を追及され損害賠償が発生した場合には、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 保有資産の時価等の変動による影響について

有価証券・不動産・会員権等の資産を保有しており、これらの資産は将来において、時価の変動や使用状況等により財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 訴訟等のリスクについて

事業活動を行う過程において法令遵守に努めておりますが、訴訟等のリスクに晒される可能性があり、その結果によっては、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 災害発生に伴うリスクについて

地震、津波等の自然災害などの原因による予期せぬ災害が発生した場合には、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

特記事項はありません。

6【研究開発活動】

建設事業及び不動産事業において、研究開発活動は特段行われておりません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

当事業年度の資産合計は386億8千万円、負債合計は276億2千7百万円、純資産合計は110億5千2百万円となり、前事業年度と比べて総資産は25億1百万円増加しております。

流動資産

工事完成基準の工事出来高の減少により未成工事支出金が19億2千万円減少し、完成工事高の増加により完成工事未収入金が53億9千6百万円増加したため、流動資産は前事業年度と比べて31億3千2百万円増加しております。

固定資産

当社が保有する賃貸用不動産の減損損失の計上により建物及び土地が4億8千8百万円減少したことなどにより、固定資産は前事業年度と比べて6億3千万円減少しております。

流動負債

未成工事受入金が8億1千万円減少し、未払費用が2億4千6百万円、未払法人税等が2億9千3百万円、未払消費税等が7億9千3百万円増加したため、流動負債は前事業年度と比べて5億2千3百万円増加しております。

固定負債

退職給付引当金が8千3百万円増加したことなどにより、固定負債は前事業年度と比べて7千万円増加しております。

純資産

利益剰余金が前事業年度に係る剰余金の配当により2億5千1百万円減少しましたが、当事業年度において当期純利益を23億1千1百万円獲得したため、20億5千9百万円増加しました。

また、株式含み益の減少により評価・換算差額等が1億6千3百万円減少しましたが、純資産は前事業年度と比べて19億7百万円増加しております。

(2) 経営成績の分析

経営成績につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1)業績」に記載のとおりであります。

このような状況のもと、当社は受注拡大のため、従前から培ってきたコア事業である「商業施設」の新築工事や内改装工事を中心とした建設事業のノウハウや企画・提案力を生かし、商業施設のみならず、住宅やホテル、介護施設、スポーツクラブ・アミューズメント施設まで、さらに幅広く積極的に受注活動に取り組んでまいりました。

この結果、当事業年度の業績につきましては、受注高は前期比18.9%増の776億8百万円となりました。

売上高は前期比6.0%増の717億7千8百万円となりました。その内訳は、建設事業が前期比6.1%増の711億2千6百万円、不動産事業が前期比9.6%減の6億5千2百万円であります。

また、次期への繰越工事高は前期比15.6%増の481億4千5百万円となりました。

損益につきましては、完成工事高の増加や低採算工事の減少による利益率の改善などにより完成工事総利益が増加したため、営業利益は前期比64.9%増の38億9千万円、経常利益は前期比63.2%増の37億8千8百万円となりました。

また、賃貸用不動産の一部について、減損損失4億8千8百万円を特別損失に計上したことから、当期純利益は前期比121.6%増の23億1千1百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりで、キャッシュ・フロー指標は次のとおりであります。

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
自己資本比率(%)	26.5	25.2	28.5
時価ベースの自己資本比率(%)	19.8	31.2	30.2
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	-	4.4	5.2
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	-	14.2	12.7

(注) 自己資本比率 : 自己資本 / 総資産
 時価ベースの自己資本比率 : 株式時価総額 / 総資産
 キャッシュ・フロー対有利子負債比率 : 有利子負債 / キャッシュ・フロー
 インタレスト・カバレッジ・レシオ : キャッシュ・フロー / 利払い

1. いずれの指標も財務数値により算出しております。
2. 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。
3. キャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。
4. 有利子負債は、貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。
5. 平成26年3月期は営業キャッシュ・フローがマイナスのため、キャッシュ・フロー対有利子負債比率及びインタレスト・カバレッジ・レシオは記載しておりません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

- (建設事業)
特記事項なし。
- (不動産事業)
特記事項なし。

(注)「第3 設備の状況」における各事項の記載については、消費税等抜きの金額で表示している。

2【主要な設備の状況】

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)	摘要
		建物 構築物	車両運搬具 工具器具・備品	土地		リース 資産	合計		
				面積 (㎡)	金額				
東京本社・東京支店 (東京都港区)	建設事業 不動産事業	74	36	-	-	2	114	304	(注)2
関西支店 (大阪市中央区)	建設事業	23	9	-	-	0	34	183	(注)2
福岡支店 (福岡市博多区)	建設事業	0	3	-	-	2	6	60	(注)2
赤とんぼ広場ショッピング センター (兵庫県たつの市)	不動産事業	422	0	16,258 [869]	596	-	1,019	7	(注)3
札幌支店・名古屋営業所 他2営業所 (札幌市中央区他)	建設事業	3	2	-	-	4	10	37	(注)2
その他	不動産事業	416	3	5,085 [5,081]	426	-	845	-	(注)2.3.4

- (注) 1. 帳簿価額に建設仮勘定は含まない。
2. 土地及び建物の一部を他の者から賃借している。賃借料は295百万円である。
3. 土地(帳簿価額531百万円)及び建物(帳簿価額394百万円)の一部を他の者へ賃貸している。土地の面積については、〔 〕内に内書きで示している。
4. その他の土地建物のうち賃貸中の主なもの

事業所名 (所在地)	土地(㎡)	建物(㎡)
グリーンコート東岩槻マンション (埼玉県さいたま市)	1,483	2,382
パークノヴァ社口マンション (愛知県名古屋市名東区)	291	502
グリーンコート新瑞マンション (愛知県名古屋市南区)	1,885	1,741
グリーンコート春木マンション (大阪府岸和田市)	1,421	1,383

3【設備の新設、除却等の計画】

建設事業及び不動産事業において、重要な設備の新設、除却等の計画はない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	111,200,000
計	111,200,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	36,342,000	36,342,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	36,342,000	36,342,000	-	-

(注) 提出日現在発行数には、平成28年6月1日以降の新株予約権の行使により発行されたものは含まれていない。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成17年6月29日開催の定時株主総会において特別決議されたもの。

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	10	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000	10,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月30日から 平成37年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左 同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が当社の取締役の 地位を喪失した日の翌日か ら3年間に限り権利行使が できる。相続人による権利 行使は、新株予約権発行後 最初に発生した相続の場合 に限り認める。その他の条 件は当社と被付与者との間 で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には取締 役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成18年6月29日開催の定時株主総会、及び平成18年12月15日開催の取締役会において決議されたもの。

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	10	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000	10,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成19年2月1日から 平成39年1月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)1	発行価格 337 資本組入額 169	同左 同左
新株予約権の行使の条件 (注)2	被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から3年間に限り権利行使ができる。相続人による権利行使は、新株予約権発行後最初に発生した相続の場合に限り認める。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 発行価格は、新株予約権の払込金額336円に行使時の払込金額1円を加算して記載している。なお、新株予約権の払込金額336円については、被付与者である当社の役員が有する報酬債権をもって相殺することとしている。

2. 平成20年6月27日開催の取締役会決議に基づき「新株予約権の行使の条件」の一部変更を行い、被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から3年間に限り権利行使できる旨を、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り権利行使できる旨に変更している。

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成19年6月28日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	10	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000	10,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月25日から 平成39年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)1	発行価格 268 資本組入額 134	同左 同左
新株予約権の行使の条件 (注)2	被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から3年間に限り権利行使ができる。相続人による権利行使は、新株予約権発行後最初に発生した相続の場合に限り認める。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 発行価格は、新株予約権の払込金額267円に行使時の払込金額1円を加算して記載している。なお、新株予約権の払込金額267円については、被付与者である当社の役員が有する報酬債権をもって相殺することとしている。

2. 平成20年6月27日開催の取締役会決議に基づき「新株予約権の行使の条件」の一部変更を行い、被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から3年間に限り権利行使できる旨を、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り権利行使できる旨に変更している。

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成20年6月27日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	10	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000	10,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月25日から 平成40年6月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)(注)	発行価格 102 資本組入額 51	同左 同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が当社の取締役の 地位を喪失した日の翌日か ら1ヶ月間に限り権利行使 ができる。相続人による権 利行使は、新株予約権発行 後最初に発生した相続の場 合に限り認める。その他の 条件は当社と被付与者との 間で締結する契約に定め る。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には取締 役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)発行価格は、新株予約権の払込金額101円に行使時の払込金額1円を加算して記載している。なお、新株予約権の払込金額101円については、被付与者である当社の役員が有する報酬債権をもって相殺することとしている。

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成21年6月26日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	10	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000	10,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月25日から 平成41年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)	発行価格 60 資本組入額 30	同左 同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り権利行使ができる。相続人による権利行使は、新株予約権発行後最初に発生した相続の場合に限り認める。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)発行価格は、新株予約権の払込金額59円に行使時の払込金額1円を加算して記載している。なお、新株予約権の払込金額59円については、被付与者である当社の役員が有する報酬債権をもって相殺することとしている。

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成22年6月29日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	10	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000	10,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成23年6月27日から 平成42年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)	発行価格 58 資本組入額 29	同左 同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り権利行使ができる。相続人による権利行使は、新株予約権発行後最初に発生した相続の場合に限り認める。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)発行価格は、新株予約権の払込金額57円に行使時の払込金額1円を加算して記載している。なお、新株予約権の払込金額57円については、被付与者である当社の役員が有する報酬請求権をもって相殺することとしている。

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成23年6月29日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	10	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000	10,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成24年6月25日から 平成43年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)(注)	発行価格 69 資本組入額 35	同左 同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が当社の取締役の 地位を喪失した日の翌日か ら1ヶ月間に限り権利行使 ができる。相続人による権 利行使は、新株予約権発行 後最初に発生した相続の場 合に限り認める。その他の 条件は当社と被付与者との 間で締結する契約に定め る。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には取締 役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)発行価格は、新株予約権の払込金額68円に行使時の払込金額1円を加算して記載している。なお、新株予約権の払込金額68円については、被付与者である当社の役員が有する報酬請求権をもって相殺することとしている。

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成24年6月28日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	10	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000	10,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成25年6月24日から 平成44年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)	発行価格 114 資本組入額 57	同左 同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り権利行使ができる。相続人による権利行使は、新株予約権発行後最初に発生した相続の場合に限り認める。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)発行価格は、新株予約権の払込金額113円に行使時の払込金額1円を加算して記載している。なお、新株予約権の払込金額113円については、被付与者である当社の役員が有する報酬請求権をもって相殺することとしている。

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成25年6月27日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	10	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000	10,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成26年6月23日から 平成45年6月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)	発行価格 130 資本組入額 65	同左 同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り権利行使ができる。相続人による権利行使は、新株予約権発行後最初に発生した相続の場合に限り認める。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)発行価格は、新株予約権の払込金額129円に行使時の払込金額1円を加算して記載している。なお、新株予約権の払込金額129円については、被付与者である当社の役員が有する報酬請求権をもって相殺することとしている。

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成26年6月27日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	20	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000	20,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成27年6月25日から 平成46年6月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)	発行価格 130 資本組入額 65	同左 同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り権利行使ができる。相続人による権利行使は、新株予約権発行後最初に発生した相続の場合に限り認める。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)発行価格は、新株予約権の払込金額129円に行使時の払込金額1円を加算して記載している。なお、新株予約権の払込金額129円については、被付与者である当社の役員が有する報酬請求権をもって相殺することとしている。

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成27年6月26日開催の定時株主総会、及び平成27年7月30日開催の取締役会において決議されたもの。

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	50	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000	50,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成28年6月23日から 平成47年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)	発行価格 276 資本組入額 138	同左 同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り権利行使ができる。相続人による権利行使は、新株予約権発行後最初に発生した相続の場合に限り認める。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 発行価格は、新株予約権の払込金額275円に行使時の払込金額1円を加算して記載している。なお、新株予約権の払込金額275円については、被付与者である当社の役員が有する報酬請求権をもって相殺することとしている。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日 (注)	70,000	36,062,000	4,006	4,305,645	4,006	190,587
平成27年4月1日～ 平成28年3月31日 (注)	280,000	36,342,000	16,026	4,321,672	16,016	206,603

(注) 新株予約権の行使による増加である。

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 1,000株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	28	38	43	46	1	2,459	2,615	-
所有株式数 (単元)	-	10,165	1,362	12,521	2,072	7	10,051	36,178	164,000
所有株式数の 割合(%)	-	28.10	3.76	34.61	5.73	0.02	27.78	100	-

(注) 1. 自己株式107,280株は、「個人その他」に107単元、「単元未満株式の状況」に280株を含めて記載している。

2. 証券保管振替機構名義の株式は、「その他の法人」に1単元含まれている。

(7)【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社マルハン	京都市上京区出町今出川上る青龍町231	11,714	32.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	4,585	12.61
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	996	2.74
全国一栄会持株会	東京都港区芝浦1-1-1 (株イチケン内)	709	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1-8-11	672	1.84
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2-7-1 決済事業部)	659	1.81
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	592	1.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	566	1.55
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K. (東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー)	469	1.29
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1 (東京都港区浜松町2-11-3)	330	0.90
計	-	21,292	58.58

(注) 全国一栄会持株会は、当社の取引先企業で構成されている持株会である。

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 107,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,071,000	36,071	-
単元未満株式	普通株式 164,000	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	36,342,000	-	-
総株主の議決権	-	36,071	-

(注) 1. 完全議決権株式(自己株式等)欄は、全て当社の保有の自己株式である。

2. 完全議決権株式(その他)欄には、証券保管振替機構名義の株式1,000株(議決権の数1個)が含まれている。

3. 単元未満株式には、当社の保有の自己株式280株が含まれている。

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社イチケン	東京都港区芝浦 1-1-1	107,000	-	107,000	0.29
計	-	107,000	-	107,000	0.29

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用している。当該制度は旧商法及び会社法に基づき、下記対象者に付与することを、以下に掲げる日に開催された定時株主総会、及び取締役会において決議されたものである。

当該制度の内容は、以下のとおりである。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成17年6月29日開催の定時株主総会において特別決議されたもの。

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況の 」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成18年6月29日開催の定時株主総会、及び平成18年12月15日開催の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況の 」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成19年6月28日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成19年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 6
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況の 」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成20年6月27日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況の 」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成21年6月26日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況の 」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成22年6月29日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成22年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況の 」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成23年6月29日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成23年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況の 」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成24年6月28日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成24年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況の 」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成25年6月27日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成25年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況の 」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成26年6月27日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成26年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況の 」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成27年6月26日開催の定時株主総会、及び平成27年7月30日開催の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成27年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況の 」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成28年6月28日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成28年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	50,000株を総株数の上限とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的たる株式の数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切り捨てるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	当定時株主総会の翌日から20年間の期間内で、取締役会の決議により決定する。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から1ヶ月間、かつ権利行使期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
2. 上記1.の定めにかかわらず、権利行使期間の満了する日の翌日の1ヶ月前の応当日に至るも権利行使開始日を迎えなかった新株予約権者は、当該応当日から権利行使期間の満了する日までの期間において新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権の割当を受けた後、最初に開催される定時株主総会の終結の時までに取締役の地位を喪失した新株予約権者は、その理由の如何にかかわらず、新株予約権を喪失するものとする。
4. 新株予約権の一部の行使はできないものとする。
5. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は、新株予約権発行後最初に発生した相続の場合に限り認められるものとする。
6. その他の権利行使に関する条件については、取締役会の決議により決定するものとする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	2,551	959,097
当期間における取得自己株式	200	61,200

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めていない。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	107,280	-	107,480	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めていない。

3【配当政策】

当社は、事業の成長・拡大及び財務基盤の安定化による企業価値の向上と、株主様への直接的な利益還元である配当の安定的な実施に重点を置き、利益配分につきましては、今後の成長・拡大に備えた内部留保の充実を考慮して決定することを株主還元の基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当と期末配当の年2回行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度(90期)の1株当たりの配当につきましては、普通配当8円の期末配当を行うことといたしました。これにより年間配当金は1株当たり8円、配当性向は12.5%となりました。

また、内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、安定した財務内容の堅持と競争力を保持するために有効な投資をまいります。

なお、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成28年6月28日 定時株主総会決議	289	8.00

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第86期	第87期	第88期	第89期	第90期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	191	195	215	450	484
最低(円)	98	124	141	158	230

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高(円)	467	484	443	428	410	342
最低(円)	404	389	398	350	267	293

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

5【役員状況】

男性10名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役社長 (代表取締役)	社長執行役員	長谷川 博之	昭和35年2月4日生	昭和57年4月 当社入社 平成14年6月 当社取締役(関西統括兼神戸本店長) 平成17年4月 当社常務取締役(関西統括兼神戸本店長) 平成19年4月 当社取締役、常務執行役員(事業統括本部副部長兼関東統括) 平成23年4月 当社取締役、常務執行役員(東京支店長) 平成25年4月 当社取締役、常務執行役員(営業推進本部長) 平成26年6月 当社取締役、専務執行役員(営業推進本部長) 平成27年6月 当社代表取締役社長、社長執行役員(現)	(注)3	21
取締役	専務執行役員 (事業本部長)	古川 仁一	昭和26年8月18日生	平成元年9月 当社入社 平成16年6月 当社取締役(東京支店副支店長) 平成17年6月 当社執行役員(東京支店副支店長) 平成25年4月 当社執行役員(東京支店長) 平成25年6月 当社常務執行役員(東京支店長) 平成27年6月 当社取締役、常務執行役員(事業本部長) 平成28年6月 当社取締役、専務執行役員(事業本部長) (現)	(注)3	2
取締役	常務執行役員 (技術本部長)	吉田 稔	昭和27年5月21日生	昭和52年7月 当社入社 平成17年4月 当社東京支店副支店長 平成17年6月 当社執行役員(東京支店副支店長) 平成25年4月 当社執行役員(関西支店長) 平成25年6月 当社常務執行役員(関西支店長) 平成26年6月 当社取締役、常務執行役員(技術本部長) (現)	(注)3	12
取締役	執行役員 (管理本部長)	西出 英雄	昭和29年1月21日生	昭和52年4月 (株)ダイエー入社 平成16年6月 同社財務本部副本部長 平成17年4月 (株)日本流通リース代表取締役社長 平成19年4月 当社入社 管理本部副本部長 平成20年4月 当社執行役員(管理本部副本部長) 平成23年5月 当社執行役員(管理本部長) 平成27年6月 当社取締役、執行役員(管理本部長) (現)	(注)3	8

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役		本山 洋平	昭和21年6月29日生	平成12年5月 ㈱マルハン入社 社長室長 平成14年1月 同社取締役社長室長 平成17年10月 同社常務取締役 平成19年6月 当社取締役(現) 平成25年6月 ㈱マルハン常務執行役員 平成27年6月 同社顧問(現)	(注)3	-
取締役		藤田 進	昭和31年12月23日生	平成14年7月 ㈱マルハン 社長室次長 平成17年10月 同社経営企画部長 平成18年10月 同社執行役員経営企画部長 平成27年6月 同社取締役執行役員経営企画部長 平成27年6月 当社取締役(現) 平成27年7月 ㈱マルハン 取締役執行役員経営企画本部長(現)	(注)3	-
取締役		武内 秀明	昭和34年5月11日生	昭和59年4月 日揮㈱入社 平成6年4月 東京弁護士会登録 清水直法律事務所入所 平成13年10月 松井・武内法律事務所開設 同パートナー 平成17年8月 武内法律事務所開設 同所長弁護士(現) 平成24年9月 メディアスホールディングス㈱監査役(現) 平成27年6月 当社取締役(現)	(注)3	-
監査役 (常勤)		木村 隆夫	昭和21年12月20日生	平成3年4月 日本ドリーム観光㈱(現 ㈱ダイエー)常務取締役(管理担当) 平成5年6月 ㈱ダイエー ドリーム事業本部副本部長 平成5年9月 当社入社 経営企画室副室長 平成6年4月 当社経営企画室室長兼システム推進室長 平成15年9月 当社総務人事室長 平成16年4月 当社コンプライアンス・法務部長 平成20年11月 当社総務部担当部長(法務担当) 平成21年6月 当社監査役(現)	(注)4	-
監査役		西村 正明	昭和23年10月6日生	昭和46年4月 ㈱ダイエー入社 平成6年8月 ㈱ダイエーコンビニエンスシステムズ(現 ㈱ローソン)取締役財務経理室長 平成8年1月 ㈱ダイエー経営計画本部長 平成8年8月 ㈱マルエツシステム物流本部副本部長 平成13年1月 ㈱日本流通リース代表取締役社長 平成20年6月 当社監査役(現)	(注)5	-
監査役		吉識 至孝	昭和28年1月18日生	平成12年8月 ㈱マルハン入社 平成19年8月 同社業務監査部業務監査課長 平成22年4月 同社業務監査部次長 平成24年4月 同社業務監査部長 平成27年6月 同社常勤監査役(現) 平成28年6月 当社監査役(現)	(注)5	-
計						43

- (注) 1. 取締役 本山洋平、藤田進及び武内秀明は、社外取締役である。
2. 監査役 西村正明及び吉識至孝は、社外監査役である。
3. 取締役の任期は、平成28年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
4. 監査役の任期は、平成25年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
5. 監査役の任期は、平成28年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
6. 当社は経営執行の迅速化と明確化を図るため、執行役員制度を導入している。
執行役員は、11名で内4名は取締役と兼務している。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

1. 企業統治の体制

・企業統治の体制の概要及び現状の体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社であり、監査役は、法務、財務、会計、会社経営の経験等の高い見識と豊富な経験を有し、取締役会等において経営陣に対して積極的に意見を述べるとともに、日常的に取締役を含む業務執行者と意見交換を行い、諸会議や意見交換により得られた情報を他の監査役とも積極的に共有することを通じて、独立した客観的な立場で実効性の高い監査体制を構築しております。

取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に基づき、企業戦略等の重要事項を決定することとしており、他社における会社経営経験者、弁護士、経営戦略の立案・遂行に関する経験者等の社外取締役による経営方針や経営計画等に関する意見表明及び助言、利益相反取引の監督の実施等の適切な関与の下、実効性の高い監督体制を構築しております。また、任意の機関として設けたコンプライアンス推進委員会を通じて、コーポレートガバナンスや内部統制の充実・強化を図っております。

なお、取締役会の決定に基づく業務執行上の重要事項は経営会議において審議・決定するとともに、業務分掌や職務権限等に係る社内規定を定め、各部門の職責と決裁権限等を明確にすることを通じて、経営陣幹部による迅速かつ適切な意思決定が可能となるよう環境を整備しております。

取締役会は、取締役7名（社外取締役は、独立社外取締役1名を含む3名）で構成され、法令、定款及び取締役会規則に基づき、経営方針、経営戦略等の経営上の重要事項を原則月1回開催される取締役会において審議・決定するとともに、取締役の職務執行についての監督を行っております。なお、経営責任の明確化を図るため取締役の任期は1年間としております。

取締役会の決議に基づく業務執行上の重要事項は、代表取締役社長が議長となり、事業本部、技術本部、管理本部の各本部長である業務執行取締役、社外取締役及び常勤監査役により構成される経営会議において充分時間をかけて審議・決定しております。

取締役会の監督機能を強化し、経営の意思決定・監督機関と業務執行の機能を分離し、迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しております。

執行役員は、取締役会の決議により選任され（取締役兼務者4名を含む10名）、代表取締役社長の指揮命令・監督のもと、担当職務を執行しております。

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は監査役3名（社外監査役は、独立役員として指定した1名を含む2名）で構成されております。

監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に従い、取締役会、経営会議等の重要な会議に常時出席し、業務及び財産等の調査を通じて取締役の職務の執行状況について厳正な監査を実施しております。

代表取締役社長を委員長、業務執行取締役を委員、外部の弁護士をアドバイザーとするコンプライアンス推進委員会を設け、コンプライアンスの取組みの推進・主導活動のほか、コーポレートガバナンスや内部統制の充実・強化を図っております。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制として、取締役会において内部統制構築の基本方針を定め、内部統制機能の向上を図っております。

社長直轄の内部監査部門として業務監査担当を設置し、業務監査担当は、内部統制システムを円滑に推進するため、会計監査人と調整を図りながら内部統制システムの更なる整備・向上に取り組むとともに、社内教育、研修会を実施して全役員への啓蒙や意識改革に努めております。

業務監査担当は、一定規模以上の工事業所を対象とした日常的な作業所監査のほか、各部門を対象とした内部監査を期初に策定した内部監査計画に基づき実施し、これらの監査結果を直接代表取締役社長に報告するとともに、監査役会とも監査結果を共有することにより連携を図っております。また、業務監査担当は、監査機会を通じて被監査部門に対して適宜業務改善指示を行い、被監査部門から改善計画を報告させることにより、内部監査の実効性を確保しております。

コンプライアンス・法務部においては、遵法意識の啓蒙、現業部門に対するアドバイザー業務、契約書等の事前審査を通じて、法令違反等の未然防止並びに企業活動において発生するリスクの低減に努めております。

複数の弁護士や税理士と顧問契約を締結し、客観的で専門的な立場からの意見やアドバイスを受け、経営判断の重要な指針としております。

・内部統制システムの整備の状況

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「コンプライアンスに係る基本指針」を定め、全役職員に対して企業活動におけるコンプライアンス意識の向上とその重要性について継続して教育・指導を行い、法令違反、定款違反等の不正をおこさせない企業風土を醸成する。そのために、社長を委員長としたコンプライアンス推進委員会を設置し、全役職員に対する教育・指導を主導する等の委員会活動を通じて、コンプライアンスのより一層の充実・強化を図る。また、内部監査部門による内部監査及び内部通報制度等を通じて、法令及び定款に違反する行為等を早期に発見・是正する体制を構築する。
- ・市民社会の秩序や安全に影響を与えるような反社会的勢力や団体との関係は断固拒絶し、これらに係る企業、団体、個人とは一切取引を行わないものとする。また、関係行政機関や諸団体等を通じて反社会的勢力の情報を収集するとともに、講習会、セミナー等を通じて従業員への周知徹底を図る。
- ・財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を遵守するとともに、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を行う体制の更なる整備に努める。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規定」を遵守し、取締役の職務の執行状況を適切に記録、保存、管理し、取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

損失の危険の管理に関する規定その他の体制

予測されるリスクに対してその回避、軽減及び対処方法等について適切な管理体制を整えるものとする。また、不測の事態が発生した場合には、損失の拡大防止と損失を最小限に止めるため、社長を本部長とする対策本部を設置のうえ、迅速に対応する。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

達成すべき全社的目標・計画を取締役及び従業員が認識し、これらの目標を達成するために取締役並びに各担当者の業務範囲や責任範囲、決裁権限等を明確にし、ITシステムを活用した情報の共有化を図るとともに業務効率を改善する。また、目標達成に向けて常に業務の進捗確認を行い、目標達成の確度を上げる。

当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社に子会社は存在しないが、将来において当社を中心とする企業集団を形成した場合には、当社は主管部門を設置して、子会社に対して当社と整合性をもった各種規定・制度の整備・運用を行うよう指導し、当社の取締役会及び主管部門は子会社の重要案件の取扱いや業務執行状況等について定期的に報告を求め、子会社を適正に管理・監督する。

また、子会社の業務の適正を確保するため、当社内部監査部門が定期的に子会社の内部監査を実施するとともに、当社の内部通報制度を子会社の役職員も利用できる体制とする。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する組織または人員を配置し、監査業務の補助を行うものとする。当該職務補助者が他部門の使用人を兼務する場合は、監査役の職務補助業務を優先するものとする。また、当該職務補助者の人事異動については監査役の意見を尊重し、決定するものとし、人事評価については監査役が行うものとする。

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は、全社的に重大な影響を及ぼす事項または及ぼす恐れのある事項については監査役に速やかに報告するものとする。
- ・監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して業務執行状況の報告を求めることができ、監査役から報告を求められた者は速やかに報告するものとする。

監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることがないよう、「内部通報規定」の通報者と同様に保護措置を講じるものとする。

監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社に対して監査役がその職務の執行について生ずる費用を請求した場合には、当社はその費用を負担するものとする。

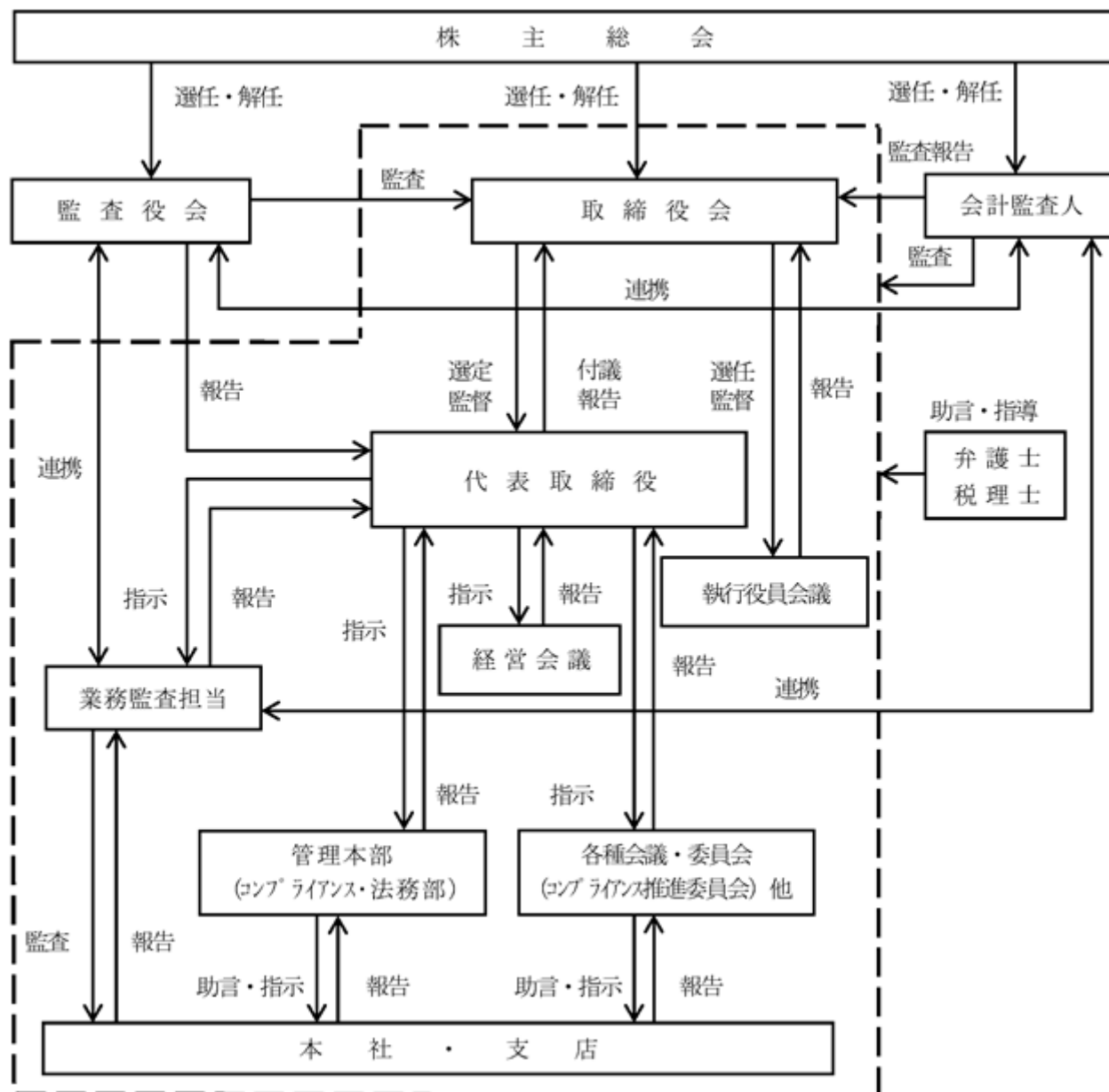
その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役は、監査役との定期的な会合を実施するとともに、監査役に対して適宜必要な情報を提供し、監査役との意思疎通を図るものとする。
- ・内部監査部門は、内部監査の結果等を定期的に監査役会に報告する等、監査役との連携を図るものとする。
- ・監査役は、関係部署と連携を図りながら随時情報交換を行い、必要に応じて社内の会議体に出席できるものとする。

・リスク管理体制の整備の状況

当社を取り巻く経営環境の変化に伴い、管理すべきリスクも複雑・多様化しております。このような状況の中、当社では、コンプライアンス・法務部を設置し、「コンプライアンス」及び「企業理念に沿った活動」を広く推進する体制作りをしております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概念図は次のとおりであります。



2. 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査機能は、業務監査担当（5名）が会計、業務等に関する内部監査を定期的実施し、各部門に対し具体的な助言を行っております。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する他、事業所の往査等を通じて経営状況を把握する等の業務監査を実施しております。また、監査役会において相互に業務執行の状況について報告を行うとともに、内部監査部門及び会計監査人と必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上に努めております。

3. 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

社外取締役の本山洋平氏は㈱マルハンの顧問を、社外取締役の藤田進氏は同社の取締役執行役員をそれぞれ兼務しており、また社外監査役の吉識至孝氏（平成28年6月28日開催の定時株主総会決議をもって就任）は同社の常勤監査役を務めておりますが、同社は、議決権比率にして32.47%に相当する当社株式を保有しており、「その他の関係会社」に該当するとともに、建設工事に係る取引先（取引高は当事業年度において146百万円）でもあります。また、本山洋平氏、藤田進氏及び吉識至孝氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役の武内秀明氏及び社外監査役の西村正明氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

当社は、経営の監視機能の充実を図るため、会社経営に関する豊富な経験と見識及び専門的な知見を有する社外取締役及び社外監査役を選任し、業務の適正の確保及び企業価値向上に向けた客観的かつ適切な意見、監督または監査など、公正中立の立場から経営監視の職務を適切に遂行することを求めています。

本山洋平氏は、会社経営に関する長い経験とそれに裏付けられた高い見識を有しており、当社の社外取締役としての職務遂行にあたり適任と判断しております。

藤田進氏は、他社における会社経営の経験のほか、経営戦略の立案・遂行に関する長い経験と高い見識を有しており、当社の社外取締役としての職務遂行にあたり適任と判断しております。

武内秀明氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社の社外取締役としての職務遂行にあたり適任と判断しております。

西村正明氏は、財務・経理部門での長い経験に基づく財務及び会計に関する相当程度の知見のほか、会社経営の経験に裏付けられた高い見識を有しており、当社の社外監査役としての職務遂行にあたり適任と判断しております。

吉識至孝氏は、他社の業務監査部門及び常勤監査役としての株式会社の監査に関する長い経験とそれに裏付けられた高い見識を有しており、当社の社外監査役としての職務遂行にあたり適任と判断しております。

なお、社外取締役の武内秀明氏と社外監査役の西村正明氏は、当社が規定する独立性基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。

常勤監査役及び社外監査役は、会計監査人や内部監査部門から定期的に監査の実施状況や結果について報告を受けるなど、他の監査機関との緊密な連携のもと、社外取締役の有益な意見も取り入れながら厳正な監査を行っております。

4. 会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査を受け、会計処理の透明性と正確性の向上に努めております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当事業年度において、業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は、次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 山口 弘志

指定有限責任社員 業務執行社員 井上 嘉之

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名 その他 9名

5. 役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額(百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	126	107	11	6	6
監査役 (社外監査役を除く。)	17	15	-	1	1
社外役員	13	13	-	-	4

(注) 1. 上記の取締役に支払った株式報酬型ストックオプションの内訳は次のとおりです。

平成26年6月27日開催の取締役会の決議によるもの 1百万円

平成27年7月30日開催の取締役会の決議によるもの 9百万円

2. 役員報酬限度額は、平成20年6月27日開催の定時株主総会で、次のとおり決議されております。但し、この金額には使用人分の給与(賞与を含む)相当額は含まれないこととなっております。

取締役 年額 270百万円

監査役 年額 40百万円

3. 平成18年6月29日開催の定時株主総会において、前項の報酬限度額とは別枠で、各事業年度に係る定時株主総会から1年以内に取締役割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の上限を30百万円とする旨、決議されております。

- . 役員の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法
当社は役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

6. 株式の保有状況

- イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
20銘柄 835百万円

- . 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友不動産(株)	115,000	497	取引先との関係強化のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	45,807	210	取引先との関係強化のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	215,100	159	取引先との関係強化のため
上新電機(株)	110,000	104	取引先との関係強化のため
暁飯島工業(株)	16,000	28	取引先との関係強化のため
(株)みずほフィナンシャルグループ	113,850	24	取引先との関係強化のため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	11,686	5	取引先との関係維持のため
(株)明豊エンタープライズ	20,000	2	取引先との関係強化のため
第一生命保険(株)	600	1	取引先との関係強化のため
大成建設(株)	1,000	0	業界動向の把握のため

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友不動産(株)	115,000	378	取引先との関係強化のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	45,807	156	取引先との関係強化のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	215,100	112	取引先との関係強化のため
上新電機(株)	110,000	95	取引先との関係強化のため
暁飯島工業(株)	16,000	27	取引先との関係強化のため
(株)みずほフィナンシャルグループ	113,850	19	取引先との関係強化のため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	11,686	3	取引先との関係維持のため
(株)明豊エンタープライズ	20,000	2	取引先との関係強化のため
第一生命保険(株)	600	0	取引先との関係強化のため
大成建設(株)	1,000	0	業界動向の把握のため

7. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたりその能力を十分発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

8. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役ともに3百万円または法令が定める最低限度額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意にして、かつ、重大な過失がない場合に限られます。

9. 取締役の定数

当社の取締役は、9名以内とする旨定款に定めております。

10. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

11. 自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応し機動的な経営を行うことを目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

12. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

13. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
30	-	30	14

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、システム更新に伴う内部統制高度化に関する助言業務等であります。

【監査報酬の決定方針】

決定方針は特に定めておりませんが、当社の業種・規模及び監査計画日数等に基づき決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）により作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けている。

3．連結財務諸表について

当社は、子会社がないので、連結財務諸表を作成していない。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、運用できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構への加入、監査法人及び各種団体の主催する研修への参加など、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	7,372	7,849
受取手形	4,386	4,744
完成工事未収入金	1 14,240	1 19,636
販売用不動産	2	-
未成工事支出金	4 3,393	4 1,473
前払費用	57	68
繰延税金資産	407	495
未収入金	230	53
その他	1,319	218
貸倒引当金	15	11
流動資産合計	31,396	34,528
固定資産		
有形固定資産		
建物	2 3,353	2 3,067
減価償却累計額	2,274	2,138
建物(純額)	1,078	928
構築物	273	251
減価償却累計額	254	238
構築物(純額)	18	13
機械及び装置	28	-
減価償却累計額	27	-
機械及び装置(純額)	1	-
車両運搬具	2	5
減価償却累計額	1	0
車両運搬具(純額)	1	5
工具器具・備品	251	227
減価償却累計額	200	176
工具器具・備品(純額)	50	50
土地	2 1,606	2 1,022
リース資産	18	20
減価償却累計額	9	10
リース資産(純額)	8	10
有形固定資産合計	2,765	2,030
無形固定資産		
ソフトウェア	13	92
その他	25	25
無形固定資産合計	38	117

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	2,107	2,103
出資金	0	5
破産更生債権等	194	190
長期前払費用	25	22
繰延税金資産	192	366
差入保証金	652	540
その他	31	32
貸倒引当金	193	189
投資その他の資産合計	1,978	2,004
固定資産合計	4,783	4,152
資産合計	36,179	38,680

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	11,402	11,316
工事未払金	7,125	7,148
短期借入金	2,1085	2,1219
1年内償還予定の社債	268	132
リース債務	3	5
未払金	367	336
未払費用	105	352
未払法人税等	629	923
未払消費税等	-	793
未成工事受入金	1,855	1,045
預り金	43	46
完成工事補償引当金	138	214
工事損失引当金	455	436
賞与引当金	359	391
その他	9	9
流動負債合計	23,448	23,971
固定負債		
社債	132	-
長期借入金	2,1938	2,2073
リース債務	5	6
退職給付引当金	1,042	1,126
長期末払金	9	9
長期預り金	457	440
固定負債合計	3,585	3,656
負債合計	27,034	27,627

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,305	4,321
資本剰余金		
資本準備金	190	206
資本剰余金合計	190	206
利益剰余金		
利益準備金	164	190
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,971	6,006
利益剰余金合計	4,136	6,196
自己株式	19	20
株主資本合計	8,613	10,704
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	487	324
評価・換算差額等合計	487	324
新株予約権	43	23
純資産合計	9,145	11,052
負債純資産合計	36,179	38,680

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高		
完成工事高	67,009	71,126
不動産事業売上高	721	652
売上高合計	67,730	71,778
売上原価		
完成工事原価	1 62,732	1 64,959
不動産事業売上原価	2 636	2 561
売上原価合計	63,368	65,521
売上総利益		
完成工事総利益	4,276	6,167
不動産事業総利益	85	90
売上総利益合計	4,362	6,257
販売費及び一般管理費		
役員報酬	149	157
従業員給料及び手当	835	902
退職金	-	0
退職給付費用	43	43
賞与引当金繰入額	67	79
法定福利費	135	163
福利厚生費	21	28
修繕維持費	31	31
事務用品費	29	23
通信交通費	133	138
動力用水光熱費	3	3
広告宣伝費	1	3
交際費	40	59
寄付金	0	3
地代家賃	91	89
減価償却費	33	32
租税公課	92	129
保険料	13	13
雑費	279	465
販売費及び一般管理費合計	2,003	2,367
営業利益	2,358	3,890

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業外収益		
受取利息	2	7
受取配当金	16	17
還付消費税等	9	-
貸倒引当金戻入額	87	8
雑収入	13	15
営業外収益合計	128	49
営業外費用		
支払利息	50	49
社債利息	4	1
手形売却損	20	8
支払手数料	35	52
支払保証料	7	3
事務所移転費用	-	34
雑支出	46	1
営業外費用合計	165	150
経常利益	2,321	3,788
特別利益		
固定資産売却益	37	104
特別利益合計	37	104
特別損失		
減損損失	3 410	3 488
固定資産除却損	-	5
特別損失合計	410	494
税引前当期純利益	1,949	3,399
法人税、住民税及び事業税	844	1,272
法人税等調整額	62	184
法人税等合計	906	1,087
当期純利益	1,043	2,311

【完成工事原価報告書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
材料費		4,736	7.6	3,479	5.4
労務費		7,305	11.6	7,544	11.6
(うち労務外注費)		(7,305)	(11.6)	(7,544)	(11.6)
外注費		43,597	69.5	45,884	70.6
経費		7,093	11.3	8,051	12.4
(うち人件費)		(3,849)	(6.1)	(4,301)	(6.6)
計		62,732	100	64,959	100

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算である。

【不動産事業売上原価報告書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
不動産取得費		30	4.7	2	0.4
人件費		27	4.4	27	5.0
減価償却費		73	11.6	67	12.1
その他経費		504	79.3	463	82.5
計		636	100	561	100

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算である。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	4,301	186	186	146	3,125	3,272	18	7,742	
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行 使）	4	4	4					8	
利益準備金の積立				17	17	-		-	
剰余金の配当					179	179		179	
当期純利益					1,043	1,043		1,043	
自己株式の取得							1	1	
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	4	4	4	17	845	863	1	870	
当期末残高	4,305	190	190	164	3,971	4,136	19	8,613	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	407	407	43	8,194
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行 使）				8
利益準備金の積立				-
剰余金の配当				179
当期純利益				1,043
自己株式の取得				1
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	80	80	0	79
当期変動額合計	80	80	0	950
当期末残高	487	487	43	9,145

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	4,305	190	190	164	3,971	4,136	19	8,613	
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行 使）	16	16	16					32	
利益準備金の積立				25	25	-		-	
剰余金の配当					251	251		251	
当期純利益					2,311	2,311		2,311	
自己株式の取得							0	0	
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	16	16	16	25	2,034	2,059	0	2,091	
当期末残高	4,321	206	206	190	6,006	6,196	20	10,704	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	487	487	43	9,145
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行 使）				32
利益準備金の積立				-
剰余金の配当				251
当期純利益				2,311
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	163	163	20	183
当期変動額合計	163	163	20	1,907
当期末残高	324	324	23	11,052

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,949	3,399
減価償却費	107	100
減損損失	410	488
貸倒引当金の増減額（は減少）	340	8
完成工事補償引当金の増減額（は減少）	69	76
工事損失引当金の増減額（は減少）	145	18
賞与引当金の増減額（は減少）	42	32
退職給付引当金の増減額（は減少）	71	83
受取利息及び受取配当金	18	25
支払利息	54	51
固定資産売却損益（は益）	37	104
売上債権の増減額（は増加）	1,535	5,749
未成工事支出金の増減額（は増加）	2,457	1,920
仕入債務の増減額（は減少）	3,536	61
未収消費税等の増減額（は増加）	1,099	1,099
未払消費税等の増減額（は減少）	10	793
未成工事受入金の増減額（は減少）	413	810
その他	452	404
小計	1,461	1,671
利息及び配当金の受取額	18	25
利息の支払額	54	52
法人税等の支払額	649	978
営業活動によるキャッシュ・フロー	775	666
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	75	183
有形固定資産の売却による収入	126	441
無形固定資産の取得による支出	2	85
投資有価証券の取得による支出	63	201
その他	129	94
投資活動によるキャッシュ・フロー	144	65
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	76	117
社債の償還による支出	468	268
長期借入れによる収入	1,193	884
長期借入金の返済による支出	648	733
リース債務の返済による支出	4	4
配当金の支払額	179	249
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	184	254
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	446	476
現金及び現金同等物の期首残高	6,925	7,372
現金及び現金同等物の期末残高	7,372	7,849

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

未成工事支出金

個別法による原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっている。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、各事業年度毎に一括して3年間で均等償却を行っている。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっている。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

長期前払費用

定額法によっている。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上している。

完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保に要する費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上している。

工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上している。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上している。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理している。

6. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

なお、工事進行基準による完成工事高は、46,978百万円である。

7. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしており、特例処理によっている。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

変動金利借入金

ヘッジ方針

金利変動リスクを回避するため、金利スワップを採用しており、投機的取引は実施していない。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。

8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等に相当する額の会計処理

消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式を採用している。

なお、資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の費用として処理している。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社項目

関係会社に対する資産は次のとおりである。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
完成工事未収入金	42百万円	2百万円

2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりである。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
建物	799百万円	413百万円
土地	1,179	596
投資有価証券	2	2
計	1,981	1,011

上記に対応する債務は次のとおりである。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
短期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	495百万円	424百万円
長期借入金	1,207	777

3. 偶発債務

分譲マンション手付金の前金保証に対する連帯保証

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
(株)プレサンスコーポレーション	404百万円	(株)モリモト 218百万円
(株)モリモト	341	(株)エストラスト 83
(株)エストラスト	27	(株)日商エステム 25
		トラストネットワーク(株) 21
計	773	計 349

4. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。

工事損失引当金に対応する未成工事支出金の額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
工事損失引当金に対応する未成工事支出金の額	14百万円	27百万円

5. 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約を、取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結している。

事業年度末におけるこれらの契約に係る借入未実行残高等は次のとおりである。

なお、貸出コミットメント契約については、以下の財務制限条項が付されている。

事業年度の末日における貸借対照表の自己資本の合計金額を直前の事業年度の末日における貸借対照表の自己資本の合計金額の75%以上に維持すること。

事業年度における損益計算書の経常利益が損失とならないこと。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
当座貸越極度額	7,800百万円	8,100百万円
及び貸出コミットメントの総額		
借入実行残高	352	722
差引額	7,448	7,377

(損益計算書関係)

1. 完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
	55百万円	36百万円

2. 不動産事業売上原価には、次の販売用不動産評価損が含まれている。

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
	2百万円	0百万円

3. 減損損失

当社は、以下の資産について減損損失を計上している。

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

用途	場所	種類	減損損失（百万円）
賃貸マンション	東京都日野市	建物及び土地	269
賃貸マンション	和歌山県和歌山市	建物及び土地	141
合 計			410

当社は、建設事業用資産については事業所単位で、不動産事業用資産については個別物件単位でグルーピングしている。当事業年度において、不動産事業用資産のうち、売却処分の方針を決定した上記資産の帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失（410百万円）として特別損失に計上している。その主な内訳は、東京都日野市の賃貸マンション（建物46百万円及び土地222百万円）、和歌山県和歌山市の賃貸マンション（建物8百万円及び土地132百万円）である。

なお、当資産の正味売却価額は、不動産鑑定評価額に基づき算定している。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

用途	場所	種類	減損損失（百万円）
賃貸マンション	埼玉県さいたま市	建物及び土地	61
賃貸マンション	愛知県名古屋市名東区	建物及び土地	26
賃貸マンション	愛知県名古屋市南区	建物及び土地	311
賃貸マンション	大阪府岸和田市	土地	88
合 計			488

当社は、建設事業用資産については事業所単位で、不動産事業用資産については個別物件単位でグルーピングしている。当事業年度において、不動産事業用資産のうち、売却処分の方針を決定した上記資産の帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失（488百万円）として特別損失に計上している。その主な内訳は、埼玉県さいたま市の賃貸マンション（建物31百万円及び土地30百万円）、愛知県名古屋市名東区の賃貸マンション（建物19百万円及び土地7百万円）、愛知県名古屋市南区の賃貸マンション（建物61百万円及び土地250百万円）大阪府岸和田市の賃貸マンション（土地88百万円）である。

なお、当資産の正味売却価額は、不動産鑑定評価額に基づき算定している。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	35,992	70	-	36,062
合計	35,992	70	-	36,062
自己株式				
普通株式 (注) 2	100	3	-	104
合計	100	3	-	104

(注) 1. 発行済株式の増加株式数は、新株予約権の行使によるものである。

2. 自己株式の増加株式数は、すべて単元未満株式の買取によるものである。

2. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	43
合計	-	-	-	-	-	43

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	179	5.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	251	利益剰余金	7.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(注) 1株当たり配当額の内訳 普通配当5.00円 記念配当2.00円

当事業年度（自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	36,062	280	-	36,342
合計	36,062	280	-	36,342
自己株式				
普通株式 (注) 2	104	2	-	107
合計	104	2	-	107

(注) 1. 発行済株式の増加株式数は、新株予約権の行使によるものである。

2. 自己株式の増加株式数は、すべて単元未満株式の買取によるものである。

2. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	23
合計	-	-	-	-	-	23

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年 6月26日 定時株主総会	普通株式	251	7.00	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日

(注) 1株当たり配当額の内訳 普通配当 5.00円 記念配当 2.00円

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年 6月28日 定時株主総会	普通株式	289	利益剰余金	8.00	平成28年 3月31日	平成28年 6月29日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金預金勘定	7,372百万円	7,849百万円
現金及び現金同等物	7,372	7,849

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

営業車両である。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針 「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりである。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針である。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っていない。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っている。なお、回収期日はそのほとんどが1年以内である。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されているが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されている。

破産更生債権等は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、取引先ごとに定期的な債権管理を行い、必要に応じて法的措置を検討するなど、債権の早期回収を図る体制としている。

営業債務である支払手形及び工事未払金の支払期日は、そのほとんどが1年以内である。

短期借入金、長期借入金及び社債は主に営業取引に係る資金調達である。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されているが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用している。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略している。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っている。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されているが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理している。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもある。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていない((注)2.参照)。

前事業年度(平成27年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金預金	7,372	7,372	-
(2) 受取手形	4,386	4,386	-
(3) 完成工事未収入金	14,240	14,240	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	1,035	1,035	-
(5) 破産更生債権等	194		
貸倒引当金()	191		
	3	3	-
資産計	27,038	27,038	-
(1) 支払手形	11,402	11,402	-
(2) 工事未払金	7,125	7,125	-
(3) 短期借入金	1,085	1,085	-
(4) 1年内償還予定の社債	268	268	-
(5) 社債	132	130	2
(6) 長期借入金	1,938	1,911	26
負債計	21,953	21,924	29
デリバティブ取引	-	-	-

() 破産更生債権等については個別に計上している貸倒引当金を控除している。

当事業年度（平成28年3月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金預金	7,849	7,849	-
(2) 受取手形	4,744	4,744	-
(3) 完成工事未収入金	19,636	19,636	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	996	996	-
(5) 破産更生債権等	190		
貸倒引当金（ ）	187		
	3	3	-
資産計	33,229	33,229	-
(1) 支払手形	11,316	11,316	-
(2) 工事未払金	7,148	7,148	-
(3) 短期借入金	1,219	1,219	-
(4) 1年内償還予定の社債	132	132	-
(5) 長期借入金	2,073	2,052	21
負債計	21,891	21,870	21
デリバティブ取引	-	-	-

（ ）破産更生債権等については個別に計上している貸倒引当金を控除している。

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金預金、(2) 受取手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 完成工事未収入金

完成工事未収入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。また、貸倒懸念債権については担保及び保証による回収見込み額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表計上額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価は、株式は取引所における価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっている。

また、有価証券について定められた注記事項は、「有価証券関係」に記載している。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等は、担保及び保証による回収見込み額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表計上額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該帳簿価額をもって時価としている。

負 債

(1) 支払手形、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金、(4) 1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算出している。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（「デリバティブ取引関係」注記参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、当該借入の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっている。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」に記載している。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
非上場株式(百万円)	39	39

非上場株式は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、表中の「資産(4)投資有価証券 其他有価証券」には含めていない。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の事業年度末日後の償還予定額

前事業年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金預金	7,372	-	-
受取手形	4,386	-	-
完成工事未収入金	14,240	-	-
合計	25,999	-	-

() 破産更生債権等(貸借対照表計上額 194百万円)については償還予定額及び償還予定時期が未確定のため、上表には含めていない。

当事業年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金預金	7,849	-	-
受取手形	4,744	-	-
完成工事未収入金	19,636	-	-
有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの 債券	-	-	200
合計	32,230	-	200

() 破産更生債権等(貸借対照表計上額 190百万円)については償還予定額及び償還予定時期が未確定のため、上表には含めていない。

(注) 4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の事業年度末日後の返済予定額
前事業年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
短期借入金	352	-	-	-	-
社債	268	132	-	-	-
長期借入金	733	623	623	438	252
リース債務	3	2	1	0	0
合計	1,358	759	625	439	252

当事業年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
短期借入金	469	-	-	-	-
社債	132	-	-	-	-
長期借入金	749	812	627	441	191
リース債務	5	3	2	0	-
合計	1,357	816	629	441	191

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(平成27年3月31日)

種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの 株式	1,035	426	608
(2) 貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの 株式	-	-	-
合計	1,035	426	608

(注) 取得原価は減損処理後の金額を記載している。なお、非上場株式(貸借対照表計上額 39百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていない。

当事業年度（平成28年3月31日）

種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	795	426	369
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 株式	0	0	0
債券 社債	200	201	1
小計	201	202	1
合計	996	628	367

(注) 取得原価は減損処理後の金額を記載している。なお、非上場株式（貸借対照表計上額 39百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていない。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

前事業年度（平成27年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	1,528	1,111	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

当事業年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	1,621	1,150	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けている。なお、従業員の退職等に際して、割増退職金を支払う場合がある。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,024百万円	1,076百万円
勤務費用	95	99
利息費用	10	10
数理計算上の差異の発生額	1	126
退職給付の支払額	55	26
退職給付債務の期末残高	1,076	1,287

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	1,076百万円	1,287百万円
未積立退職給付債務	1,076	1,287
未認識数理計算上の差異	34	160
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,042	1,126
退職給付引当金	1,042	1,126
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,042	1,126

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	95百万円	99百万円
利息費用	10	10
数理計算上の差異の費用処理額	0	0
その他	22	-
確定給付制度に係る退職給付費用	126	110

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
割引率	1.0%	0.0%

(注) 当事業年度の期首時点の計算において適用した割引率は1.0%であったが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を0.0%に変更している。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度105百万円、当事業年度109百万円である。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	7百万円	11百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 5名	当社の取締役 4名	当社の取締役 6名	当社の取締役 5名
株式の種類別の ストック・オプション数 (注)1	普通株式 60,000株	普通株式 50,000株	普通株式 70,000株	普通株式 60,000株
付与日	平成17年6月30日	平成19年1月15日	平成19年7月17日	平成20年7月14日
権利確定条件	被付与者が新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時まで当社の取締役たる地位にあることを要する。	被付与者が新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時まで当社の取締役たる地位にあることを要する。	被付与者が新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時まで当社の取締役たる地位にあることを要する。	被付与者が新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時まで当社の取締役たる地位にあることを要する。
対象勤務期間	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし
権利行使期間	平成17年6月30日～ 平成37年6月29日 (注)2	平成19年2月1日～ 平成39年1月15日 (注)3	平成20年6月25日～ 平成39年6月28日 (注)3	平成21年6月25日～ 平成40年6月27日 (注)4

	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名	当社の取締役 4名	当社の取締役 4名	当社の取締役 4名
株式の種類別の ストック・オプション数 (注)1	普通株式 50,000株	普通株式 50,000株	普通株式 60,000株	普通株式 60,000株
付与日	平成21年7月15日	平成22年7月20日	平成23年7月19日	平成24年7月17日
権利確定条件	被付与者が新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時まで当社の取締役たる地位にあることを要する。	被付与者が新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時まで当社の取締役たる地位にあることを要する。	被付与者が新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時まで当社の取締役たる地位にあることを要する。	被付与者が新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時まで当社の取締役たる地位にあることを要する。
対象勤務期間	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし
権利行使期間	平成22年6月25日～ 平成41年6月26日 (注)4	平成23年6月27日～ 平成42年6月29日 (注)4	平成24年6月25日～ 平成43年6月29日 (注)4	平成25年6月24日～ 平成44年6月28日 (注)4

	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名	当社の取締役 4名	当社の取締役 4名
株式の種類別の ストック・オプション数 (注)1	普通株式 60,000株	普通株式 60,000株	普通株式 50,000株
付与日	平成25年7月16日	平成26年7月16日	平成27年8月25日
権利確定条件	被付与者が新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時まで当社の取締役たる地位にあることを要する。	被付与者が新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時まで当社の取締役たる地位にあることを要する。	被付与者が新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時まで当社の取締役たる地位にあることを要する。
対象勤務期間	定めなし	定めなし	定めなし
権利行使期間	平成26年6月23日～ 平成45年6月27日 (注)4	平成27年6月25日～ 平成46年6月27日 (注)4	平成28年6月23日～ 平成47年6月26日 (注)4

(注)1. 株式数に換算して記載している。

2. 被付与者が、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から3年間に限り権利行使ができる。
3. 平成20年6月27日の取締役会決議に基づき「新株予約権の行使の条件」の一部変更を行い、被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から3年間に限り権利行使できる旨を、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り権利行使できる旨に変更している。
4. 被付与者が、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り権利行使ができる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載している。

ストック・オプションの数

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前事業年度末	20,000	20,000	30,000	30,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	10,000	10,000	20,000	20,000
失効	-	-	-	-
未行使残	10,000	10,000	10,000	10,000

	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前事業年度末	40,000	40,000	50,000	50,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	30,000	30,000	40,000	40,000
失効	-	-	-	-
未行使残	10,000	10,000	10,000	10,000

	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	60,000	-
付与	-	-	50,000
失効	-	-	-
権利確定	-	60,000	-
未確定残	-	-	50,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	50,000	-	-
権利確定	-	60,000	-
権利行使	40,000	40,000	-
失効	-	-	-
未行使残	10,000	20,000	-

単価情報

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	266	266	266	266
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	336	267	101

	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	266	266	266	266
付与日における 公正な評価単価 (円)	59	57	68	113

	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	266	266	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	129	129	275

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成27年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりである。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成27年ストック・オプション
株価変動性(注)1	45.64%
予想残存期間(注)2	10.34年
予想配当(注)3	5.00円/株
無リスク利子率(注)4	0.40%

(注)1. 10年4ヶ月間(平成17年4月から平成27年8月まで)の株価実績に基づき算定している。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っている。

3. 平成26年3月期及び平成27年3月期の配当実績(記念配当を除く)によっている。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りである。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用している。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
減損損失	563百万円	415百万円
退職給付引当金	334	349
貸倒引当金繰入超過額	64	62
賞与引当金	118	182
投資有価証券評価損	75	73
その他	331	342
繰延税金資産小計	1,487	1,424
評価性引当額	674	518
繰延税金資産合計	813	905
繰延税金負債		
土地評価益	92	-
その他有価証券評価差額金	121	43
繰延税金負債合計	213	43
繰延税金資産(負債)の純額	599	862

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率 (調整)	36.0%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
永久に損金に算入されない項目	1.8	
住民税均等割	1.0	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.0	
評価性引当額の増減	4.4	
その他	0.7	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.5	

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.0%から、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、31.0%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は29百万円減少し、法人税等調整額は29百万円増加しております。

(資産除去債務関係)
該当事項なし。

(賃貸等不動産関係)

当社では、埼玉県その他の地域において、賃貸マンション（土地を含む。）や賃貸商業施設（土地を含む。）を所有している。前事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は58百万円（賃貸収益は不動産事業売上高に、主な賃貸費用は不動産事業売上原価に計上）、減損損失410百万円（特別損失に計上）である。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は56百万円（賃貸収益は不動産事業売上高に、主な賃貸費用は不動産事業売上原価に計上）、減損損失488百万円（特別損失に計上）である。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりである。

	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
貸借対照表計上額		
期首残高(百万円)	3,167	2,653
期中増減額(百万円)	514	810
期末残高(百万円)	2,653	1,842
期末時価(百万円)	2,122	1,688

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。
2. 期中増減額のうち、前事業年度の主な増加額は資本的支出(53百万円)であり、主な減少額は減損損失(410百万円)、固定資産売却(88百万円)及び減価償却費(68百万円)である。当事業年度の主な増加額は資本的支出(79百万円)であり、主な減少額は減損損失(488百万円)、固定資産売却(336百万円)及び減価償却費(64百万円)である。
3. 期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)である。

(持分法損益等)
該当事項なし。

(企業結合等関係)
該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行なう対象となっているものである。

当社は、建設事業を中心に事業活動を展開しており、兼業事業として主に不動産事業を行っていることから、「建設事業」、「不動産事業」の2つを報告セグメントとしている。

「建設事業」は、建築・土木その他建設工事全般に関する事業を営んでいる。「不動産事業」は、不動産の売買・賃貸その他不動産に関する事業を営んでいる。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一である。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値である。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報
前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	財務諸表計上額 (注)2
	建設事業	不動産事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	67,009	721	67,730	-	67,730
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-
計	67,009	721	67,730	-	67,730
セグメント利益	3,323	73	3,396	1,038	2,358
セグメント資産	30,621	3,036	33,658	2,521	36,179
その他の項目					
減価償却費	0	73	73	33	107
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	1	54	56	64	120

(注)1. 調整額は以下のとおりである。

- (1) セグメント利益の調整額 1,038百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費である。
 - (2) セグメント資産の調整額2,521百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産が含まれている。
 - (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額64百万円は、全社システムの設備投資額等である。
2. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っている。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	財務諸表計上額 (注)2
	建設事業	不動産事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	71,126	652	71,778	-	71,778
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-
計	71,126	652	71,778	-	71,778
セグメント利益	5,179	78	5,258	1,367	3,890
セグメント資産	34,573	2,215	36,788	1,891	38,680
その他の項目					
減価償却費	0	67	68	32	100
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	20	79	100	198	298

(注)1. 調整額は以下のとおりである。

- (1) セグメント利益の調整額 1,367百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費である。
 - (2) セグメント資産の調整額1,891百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産が含まれている。
 - (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額198百万円は、全社システムの設備投資額等である。
2. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っている。

【関連情報】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略した。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載していない。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載していない。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載していない。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略した。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載していない。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載していない。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載していない。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	建設事業	不動産事業	全社・消去	合計
減損損失	-	410	-	410

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	建設事業	不動産事業	全社・消去	合計
減損損失	-	488	-	488

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項なし。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項なし。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称 (所在地)	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	(株)マルハン (京都市上京区)	10,000	総合レジャー施設の運営	被所有 直接 32.72	営業上の取引 役員の兼任 2名	工事の施工	78	完成工事未収入金	42

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称 (所在地)	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	(株)マルハン (京都市上京区)	10,000	総合レジャー施設の運営	被所有 直接 32.47	営業上の取引 役員の兼任 3名	工事の施工	146	完成工事未収入金	2

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
工事の請負金額については、市場価格を勘案して見積提出し、価格交渉の上、決定している。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	253.11円	304.38円
1株当たり当期純利益	29.02円	63.92円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	28.66円	63.53円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	1,043	2,311
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,043	2,311
普通株式の期中平均株式数(千株)	35,947	36,166
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	440	218
(うち新株予約権)(千株)	(440)	(218)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

該当事項なし。

【附属明細表】
【有価証券明細表】
【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		住友不動産(株)	115,000	378
(株)三井住友フィナンシャルグループ	45,807	156		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	215,100	112		
上新電機(株)	110,000	95		
暁飯島工業(株)	16,000	27		
富士機械工業(株)	77,000	21		
(株)みずほフィナンシャルグループ	113,850	19		
(株)神戸国際会館	18	11		
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	11,686	3		
(株)明豊エンタープライズ	20,000	2		
その他(10銘柄)	120,398	7		
計		844,859	835	

【債券】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
		社債(1銘柄)	200	200
計		200	200	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	3,353	163	449 (111)	3,067	2,138	72	928
構築物	273	-	21	251	238	2	13
機械及び装置	28	-	28	-	-	0	-
車両運搬具	2	5	2	5	0	0	5
工具器具・備品	251	13	37	227	176	12	50
土地	1,606	0	584 (377)	1,022	-	-	1,022
リース資産	18	6	3	20	10	4	10
有形固定資産計	5,534	189	1,127 (488)	4,595	2,564	92	2,030
無形固定資産							
ソフトウェア	127	109	27	210	117	7	92
その他(電話加入権)	25	-	-	25	-	-	25
その他(電信電話専用権)	1	-	-	1	1	0	-
無形固定資産計	154	109	27	236	119	7	117
長期前払費用	94	15	46	63	40	17	22

- (注) 1. 当期減少額のうち主なものは建物及び土地(不動産事業用資産)の減損損失488百万円である。
2. 「当期減少額」欄の()は内数で、減損損失の計上額である。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
第4回無担保社債	平成22年12月24日	100 (100)	- (-)	0.67	なし	平成27年12月24日
第5回無担保社債	平成22年12月24日	36 (36)	- (-)	0.78	なし	平成27年12月24日
第6回無担保社債	平成23年12月26日	181 (90)	90 (90)	0.67	なし	平成28年12月26日
第7回無担保社債	平成23年12月26日	84 (42)	42 (42)	0.73	なし	平成28年12月26日
合計	-	401 (268)	132 (132)	-	-	-

- (注) 1. ()内書きは、1年以内の償還予定額である。
2. 決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりである。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
132	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	352	469	0.734	-
1年以内に返済予定の長期借入金	733	749	1.851	-
1年以内に返済予定のリース債務	3	5	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,938	2,073	1.636	平成29年～ 平成33年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	5	6	-	平成29年～ 平成32年
合計	3,033	3,304	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載している。

なお、リース債務の「平均利率」については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分しているため、記載していない。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における返済予定額は以下のとおりである。

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金(百万円)	812	627	441	191
リース債務(百万円)	3	2	0	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	208	11	-	19	200
完成工事補償引当金	138	214	138	-	214
工事損失引当金	55	36	-	55	36
賞与引当金	359	391	359	-	391

(注) 「当期減少額(その他)」は、以下のとおりである。

貸倒引当金・・・債権回収及び洗替えによる取崩額 19百万円
工事損失引当金・・・工事損益の改善等による取崩額 55百万円

【資産除去債務明細表】

該当事項なし。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(1) 資産の部

(イ) 現金預金

区分	金額(百万円)
現金	6
預金	
当座預金	5,279
普通預金	2,557
その他	5
小計	7,842
合計	7,849

(ロ) 受取手形

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)ナフコ	1,338
アパ(株)	1,189
イオンリテール(株)	935
(株)タイハイ	502
イオンディライト(株)	90
その他	687
合計	4,744

(b) 決済月別内訳

決済月	金額(百万円)
平成28年4月	1,302
5月	683
6月	157
7月	1,262
8月	190
9月	494
10月以降	652
合計	4,744

(八) 完成工事未収入金
(a) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
東急不動産㈱	2,291
社会福祉法人 はるかぜ福祉会	1,282
アパマンション㈱	443
合同会社西友	334
A C S リース㈱	259
その他	15,025
合計	19,636

(b) 滞留状況

計上期別	金額(百万円)
平成27年3月期以前計上額	-
平成28年3月期計上額	19,636
合計	19,636

(二) 未成工事支出金

当期首残高(百万円)	当期支出額(百万円)	完成工事原価への振替額 (百万円)	当期末残高(百万円)
3,393	63,038	64,959	1,473

(注) 当期末残高の内訳は次のとおりである。

材料費	39百万円
労務費	234
外注費	789
経費	409
合計	1,473

(2) 負債の部

(イ) 支払手形

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)ヤマト 埼玉支店	387
(株)リアルコーポレーション	330
鎌ヶ谷巧業(株)	296
(株)朝日工業社	267
(株)アベックエンジニアリング	265
その他	9,769
合計	11,316

(b) 決済月別内訳

決済月	金額(百万円)
平成28年 4月	3,415
5月	3,046
6月	2,120
7月	2,734
合計	11,316

(ロ) 工事未払金

相手先	金額(百万円)
鎌ヶ谷巧業(株)	309
(株)ヤマト 埼玉支店	220
雅電設(株)	193
(株)アベックエンジニアリング	179
(株)ダイセキ環境ソリューション	167
その他	6,077
合計	7,148

(ハ) 未成工事受入金

当期首残高(百万円)	当期受入額(百万円)	完成工事高への振替額 (百万円)	当期末残高(百万円)
1,855	22,162	22,972	1,045

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(百万円)	16,247	35,070	55,861	71,778
税引前四半期(当期)純利益 (百万円)	1,006	1,804	2,752	3,399
四半期(当期)純利益 (百万円)	972	1,480	1,941	2,311
1株当たり四半期(当期) 純利益(円)	27.05	41.01	53.71	63.92

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	27.05	14.02	12.72	10.22

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座管理機関) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理	株主名簿管理人においては取り扱っていない。
取次所	(特別口座管理機関取次所) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。 (公告掲載URL http://www.ichiken.co.jp)
株主に対する特典	該当事項なし

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
2. 当社の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社(東京都千代田区丸の内一丁目4番5号)である。
3. 特別口座に記録されている株式に関する証券会社口座への振替請求、住所・氏名等の変更や配当金受領方法の指定、単元未満株式の買取りなどの各種手続きは、特別口座管理機関で受け付けている。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本有価証券報告書提出日までの間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、次のとおりである。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第89期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

平成27年6月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成27年6月26日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度（第90期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）

平成27年8月10日関東財務局長に提出

事業年度（第90期第2四半期）（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）

平成27年11月12日関東財務局長に提出

事業年度（第90期第3四半期）（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）

平成28年2月15日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書

平成27年6月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書

平成28年2月3日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月28日

株式会社イチケン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口弘志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上嘉之

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イチケンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第90期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イチケンの平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社イチケンの平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社イチケンが平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。